

独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律案要綱

第一 センターの目的の追加

独立行政法人水産総合研究センター（以下「センター」という。）の目的として、海洋水産資源開発促進法第三条第一項に規定する海洋水産資源の開発及び利用の合理化（以下「海洋水産資源の開発及び利用の合理化」という。）のための調査等を行うことを追加すること。
（第三条第二項関係）

第二 役員数の変更

センターに、役員として、理事五人以内を置くことができるものとする。
（第七条関係）

第三 業務の範囲の変更

一 センターは、従来業務に加え、栽培漁業に関する技術の開発の業務を行うものとする。

（第十条第一項関係）

二 センターは、第一の目的を達成するため、次の業務を行うものとする。
（第十条第二項関係）

（一）海洋の新漁場における漁業生産の企業化その他の海洋水産資源の開発及び利用の合理化のための調査を行うこと（二に掲げるものを除く。）。

(二) 海洋の漁場における新漁業生産方式の企業化のための調査を行うこと。

(三) 海洋水産資源の開発及び利用の合理化に関する情報及び資料の収集及び提供を行うこと。

(四) (一)から(三)までの業務に附帯する業務を行うこと。

三 センターは、一及び二の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、海洋生物資源の合理的な保存、管理及び利用のために必要な調査を行う者の養成及び確保を行うことができるものとする。

(第十条第四項関係)

第四 調査結果の公表等

センターは、海洋の新漁場における漁業生産の企業化のための調査について、当該調査の結果を農林水産大臣に報告するとともに、その概要を公表しなければならないものとする。

(第十一条関係)

第五 区分経理

センターは、第三の二の業務とそれ以外の業務について、経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならないものとする。

(第十二条関係)

第六 緊急時の要請

農林水産大臣は、水産動植物に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、当該被害の拡大又は発生を防止するため必要があると認めるときは、センターに対し、必要な技術の開発を実施すべきことを要請することができるものとする。

(第十四条関係)

第七 其他所要の規定の整備を行うものとする。

第八 附則

一 この法律は、平成十五年十月一日から施行するものとする。ただし、二から六までに掲げる事項は、同年四月一日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行の際、第三の一の業務(これに附帯する業務を含む。)に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、この法律の施行の時にいてセンターが承継するものとする。

(附則第二条関係)

三 農林水産大臣は、この法律の施行の日の前日において現に栽培漁業に関する技術の開発の用に供されている国有財産であつて政令で定めるものを、センターに無償で使用させることができるものとする。

(附則第三条関係)

四 海洋水産資源開発センター（以下「開発センター」という。）は、開発センターの解散の日の前日まで、開発センターに出資した政府以外の者に対し、当該持分に係る出資額に相当する金額により持分の払戻しをするものとする事。

（附則第四条関係）

五 開発センターは、この法律の施行の時に於いて解散するものとし、その資産及び債務は、その時に於いてセンターが承継するものとする事。

（附則第五条関係）

六 社団法人日本栽培漁業協会は、その定款で定めるところにより、その資産及び債務をセンターに承継させることができるものとし、その承継があつたときは、その時に於いて、解散するものとする事。

（附則第八条関係）

七 その他所要の経過規定を整備するほか、海洋水産資源開発促進法その他の関係法律について所要の改正を行う事。